



報道機関 各位

記者発表資料
 令和4年2月7日（月）
 問い合わせ先
 （廃棄物処理法の改善命令について）
 産業廃棄物指導課
 担当：栄田、相良
 電話：829-1605 内線：4630
 （ダイオキシン特措法の改善命令について）
 環境対策課
 担当：市川、宮澤
 電話：829-1326 内線：3130

産業廃棄物処理施設設置者に対する行政処分（改善命令）について

産業廃棄物処理施設設置者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン特措法」という。）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理施設の改善を命じました。

記

1 産業廃棄物処理施設の概要及び立入検査の状況について

| 番号 | 1 | 2 |
|---------|----------------------------|----------------------------|
| 施設設置者 | 株式会社イタバシ | 株式会社エスアンドエスリサイクルセンター |
| 本社所在地 | さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161番地 | さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷461番1 |
| 施設所在地 | さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161番1 外4筆 | さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷460番 外3筆 |
| 施設の種類 | 産業廃棄物焼却施設 | |
| 処理品目 | 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ | 木くず |
| 処理能力 | 4.80t/日 | 4.80t/日 |
| 立入検査年月日 | 令和3年12月16日 | 令和3年12月21日 |

2 改善命令の原因となる事実

本市が実施した立入検査において、産業廃棄物焼却施設の煙突から排出される排ガスの検査を行ったところ、施設設置者1については13 ng-TEQ/m³、施設設置者2については41 ng-TEQ/m³のダイオキシン類濃度が検出された。

このことは、廃棄物処理法及びダイオキシン特措法で定める基準（10 ng-TEQ/m³以下）にそれぞれ適合していない。

3 改善命令の内容

(1) 廃棄物処理法における改善命令の内容

施設の煙突から排出される排ガスについて、ダイオキシン類濃度に係る維持管理の技術上の基準（10 ng-TEQ/m³以下）を満たすように改善すること。

(2) ダイオキシン特措法における改善命令の内容

施設の煙突から排出される排ガスについて、ダイオキシン類濃度に係る大気排出基準（10 ng-TEQ/m³以下）を満たすように改善すること。

4 処分年月日

令和4年2月7日（月）

5 その他

産業廃棄物処理施設は、ダイオキシン類濃度に係る基準の超過のおそれが認められた令和4年1月26日（水）から自主的に稼働を停止しています。

<参考>

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）

ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量（TDI）を、これまでのダイオキシン類（PCDD 及び PCDF）のほかにコプラナーPCB を含め、4 pg-TEQ/kg 体重/日とする（1日体重1kg 当たり 4 pg-TEQ）。

（中略）

なお、この耐容一日摂取量（TDI）は、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値であり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではありません。

〔環境省ホームページ（ダイオキシン類 2012（関係省庁共通パンフレット））より抜粋〕